

令和 8 年筑北村議会 3 月定例会会議録 第 4 号

令和 8 年 3 月 1 3 日

令和8年3月筑北村議会定例会会議録目次

第 4 号 （3月13日）

○開 議	5
○議事日程の報告	5
○議案第13号の質疑、討論、採決	5
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第14号の質疑、討論、採決	9
○議案第15号の質疑、討論、採決	10
○議案第16号の質疑、討論、採決	10
○議案第17号の質疑、討論、採決	11
○議案第18号の質疑、討論、採決	11
○議案第19号の質疑、討論、採決	12
○議案第20号の質疑、討論、採決	12
○議案第21号の質疑、討論、採決	13
○議案第22号の質疑、討論、採決	15
○議案第23号の質疑、討論、採決	15
○議案第24号の質疑、討論、採決	16
○議案第25号の質疑、討論、採決	16
○議案第26号の質疑、討論、採決	16
○議案第27号の質疑、討論、採決	17
○議案第28号の質疑、討論、採決	17
○議案第29号の質疑、討論、採決	18
○議案第30号の質疑、討論、採決	18
○議案第31号の質疑、討論、採決	19
○議案第32号の質疑、討論、採決	19
○議案第33号の質疑、討論、採決	20
○議案第34号の質疑、討論、採決	20
○議案第35号の質疑、討論、採決	21
○議案第36号の質疑、討論、採決	21
○建設産業常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告	22
○陳情第3号の採決	22
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○閉会中の継続調査の申し出	24
○議員派遣の件	24
○村長あいさつ	25

○閉	会	2 5
○署	名	2 6

令和 8 年 3 月 筑北村議会定例会議録

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 8 年 3 月 1 3 日 (金) 午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 3 号 | 令和 8 年度筑北村一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 1 4 号 | 令和 8 年度筑北村バス事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 1 5 号 | 令和 8 年度筑北村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 1 6 号 | 令和 8 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 1 7 号 | 令和 8 年度筑北村介護保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 1 8 号 | 令和 8 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 1 9 号 | 令和 8 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 2 0 号 | 令和 8 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 2 1 号 | 令和 8 年度筑北村簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 2 号 | 令和 8 年度筑北村集落排水事業会計予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 3 号 | 令和 8 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 4 号 | 筑北村課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 5 号 | 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 6 号 | 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 7 号 | 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 8 号 | 筑北村防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 9 号 | 筑北村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 0 号 | 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 1 号 | 筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 0 | 議案第 3 2 号 | 筑北村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第 2 1 | 議案第 3 3 号 | 筑北村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第 2 2 | 議案第 3 4 号 | 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 2 3 | 議案第 3 5 号 | 過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 2 4 | 議案第 3 7 号 | 村道路線の認定及び廃止について |

- 日程第 25 建設産業常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告
- 日程第 26 陳情第 3 号 令和 8 年度簡易水道基盤強化予算等の確保に向けた意見書の提出について
- 日程第 27 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第 28 議員派遣の件
- 日程第 29 発議第 1 号 「議案第 13 号 令和 8 年度筑北村一般会計予算」に対する付帯決議について
- 日程第 30 発議第 2 号 簡易水道基盤強化のための予算確保を求める意見書
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	吉 池 昌 昭 君	2 番	藤 澤 光 雄 君
3 番	若 林 敬 子 君	4 番	勝 田 昇 君
5 番	一之瀬 茂 幸 君	6 番	玉 井 玲 子 君
7 番	横 山 敬 君	8 番	千 葉 和 久 君
9 番	庄 司 真 実 君	10 番	山 田 直 幸 君
11 番	藤 原 孝 一 君	12 番	窪 寺 務 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	鎌 田 欣 子 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	堀 内 克 美 君	企 画 財 政 課 長	山 田 隆 宣 君
住 祉 課 長	宮 坂 英 幸 君	産 業 課 長	中 澤 明 彦 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	宮 下 聡 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（窪寺 務議員） 定刻になりました。

ただいまから令和8年3月筑北村議会定例会第4日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（窪寺 務議員） 日程により、会議を進めます。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第1、議案第13号 令和8年度筑北村一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

1番、吉池議員。

○1番（吉池昌昭議員） 1番、吉池です。130ページの役務費の関係でけれども、令和7年度においてはここに、令和7年度でこの間、補正予算をした運搬費が、令和8年度では食材の村単でとくらほかへ1回幾らで運搬する予算が載っていたんですけど、今回載っていません。この事業を私はあまり好ましくないから是正すべきだということで、前々から言っているんですけど、それをやめたということによろしいのでしょうか。

○議長（窪寺 務議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） この事業はやめてはおりません。済みません、ちょっとこの役務費に載ってはいなかったもので、ちょっと確認させてください。

○議長（窪寺 務議員） 1番、吉池議員。

○1番（吉池昌昭議員） 次に、温泉施設の繰出金について、今年度というか、来年度1億1,800万円、昨年に比べてとくらが1,500万円、坂北荘が39万3,000円増えています。

2月に温泉の運営等検討委員会において、昨日の一般質問でも申し上げましたが、収支改

善計画を立てて行うべきという中で、令和8年度においても昨年同様の措置をするこの予算について、村長はどういう気持ちでこれ、温泉委員会の答申、提言を無視した私は予算と思います。いくら指定管理を考えているからといっても、指定管理はまだ本当に行えるかわかりません。そういう中で収支の改善計画をつくらないで、令和8年度の予算をこういう状況で繰出を計上することについて、私は疑問に思います。

そういうことで村長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（窪寺 務議員） 村長。

○村長（鎌田欣子） 確かに2月に温泉委員会から提言をいただいております。その中で、提言が出てくるのが大変遅かったということもありまして、やはり温泉委員会自体も何回も何回も繰り返し会議を進め、その中での提言もやはり2月になったという大変遅くいただきました。私も早い段階で、できるだけ早くオパスをいただきたいというお話はしておりましたが、なかなか皆さん一生懸命考えていただいて、温泉委員会自体がそういった形の提言になっております。

そこで私がなぜその数字を変えなかったかというご質問でございますが、まだ流動的でありましたので、とりあえずといっは申しわけないんですが、前年の数字に対しての割合で立てておりますが、決まってからまた4月から新たに考え直していく予定ではおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（窪寺 務議員） 1番、吉池議員。

○1番（吉池昌昭議員） 考えていくと言われても、予算が通れば、予算が通ったからこれはもういいというふうにいけます。私はそういう中で、討論の段階でも申し上げますけれど、これ本当に委員会でこれだけみんなが、村民が考えてくれたことに対して、私はもっと真摯に村もやるべきと思います。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） ほかにいかがですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時 分

再開 午前 9時 分

○議長（窪寺 務議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 済みません、今、確認をとってきたところ、役務費の運搬料につ

きましては、7年度補正予算だったため、今回当初予算にこちらのほうの計上漏れということが判明しました。補正対応でやっていきたいと思います。大変済みませんでした。

○議長（窪寺 務議員） 1 番、吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） 私は前々から、村単でわざわざここまで運ぶ運搬料をやることについては、同僚議員からも村民からそういう声が、どうしてそういうことをしているんだという声があるということをお聞きしました。私はこの地域が高速道路も通る、鉄道の駅も3つある、そういう地域でありながら、ほかの離島でもない、本当の山の中でもないところで、そういうほかに宿泊施設や商店もある中で、村がわざわざお金を出してやることは私は早急にこれは是正を、いい機会ですのでしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） 一般会計予算について、反対討論を行います。

先ほど村長への質問のとおり、温泉施設の繰出金、温泉施設検討委員会での検討結果がないがしろにする予算、繰出金の多さであり、私はこの予算について差しかえをしていたくよう反対申し上げます。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） 次に、賛成者の方の発言を許します。

4 番、勝田議員。

○4 番（勝田 昇議員） 4 番、勝田です。1 番議員のおっしゃることもよくわかっておりますが、何度も村長の答弁の中に、温泉委員会での結論が非常に延び延びになった。私もその件に関してはいろいろとお伺いしていました。

それと当初予算というものを考えますと、いろいろな業務の停滞を招くということがありますので、これはぜひ通して、次の段階でよく協議をしていただくということで、私はこれは今、ここでは通すべきだと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） 反対討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） これで討論を終わります。

これより議案第 13 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 挙手多数。

したがって、議案第 13 号 令和 8 年度筑北村一般会計予算は、原案のとおり可決され

ました。

お諮りします。ただいま採択となりました議案第 13 号 令和 8 年度筑北村一般会計予算に関する付帯決議の案件が提出されました。これらを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 1 0 分

再開 午前 9 時 1 5 分

○議長（窪寺 務議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 追加日程第 1、発議第 1 号 「議案第 13 号 令和 8 年度筑北村一般会計予算」に対する付帯決議についてを議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、勝田議員。

○4 番（勝田 昇議員） ただいま議長のご案内のとおりで、ご説明申し上げます。

当村が運営する西条温泉とくらを筆頭に、各温泉施設において、この数年多額の営業損失が生じ、増加し続ける。その補填として一般会計繰入金を提供することは、村財政に与える影響が極めて大きい。

よって、令和 8 年度予算の執行に当たっては、下記の事項の速やかな履行を強く求めるものであります。

1 つ、運営形態の再検討。現在の直営による運営のあり方をゼロベースで見直すこと。指定管理を含めた民間活用の導入、場合によっては施設の譲渡、廃止を含めたあらゆる選

択肢を排除せず、維持可能な施設運営の方向性を年内、令和9年度予算編成前に示すこと。

1つ、経営改善ロードマップの策定と公表。赤字の要因を十分に分析し、容易に一般財源による赤字補填をすることなく、収支改善に向けた具体的かつ実効性のある経営改善ロードマップ（仮称）を早急に策定すること。また、その内容を村民に対し速やかに公表し、説明すること。

1つ、議会への定期的な進捗報告。策定した経営改善ロードマップ（仮称）の推進状況を収支実績について四半期ごとに建設常任委員会へ報告すること。

以上であります。

○議長（窪寺 務議員） 6番、玉井議員。

○6番（玉井玲子議員） 6番、玉井です。

先ほどの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（窪寺 務議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 「議案第13号 令和8年度筑北村一般会計予算」に対する付帯決議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第2、議案第14号 令和8年度筑北村バス事業特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 14 号 令和 8 年度筑北村バス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 3、議案第 15 号 令和 8 年度筑北村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 15 号 令和 8 年度筑北村国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 4、議案第 16 号 令和 8 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 16 号 令和 8 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 5、議案第 17 号 令和 8 年度筑北村介護保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 17 号 令和 8 年度筑北村介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 6、議案第 18 号 令和 8 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 挙手多数。

したがって、議案第 18 号 令和 8 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 7、議案第 19 号 令和 8 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 挙手多数。

したがって、議案第 19 号 令和 8 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 8、議案第 20 号 令和 8 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

1 番、吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） 冠着温泉施設、4 月 1 日から新たな指定管理者になります。今までの指定管理者が十分な指定管理の契約を履行しませんでした。そういう中で、新たな指定管理者には契約内容を履行していただくようお願いしたいと思いますが、村長に一言お願いをします。

○議長（窪寺 務議員） 村長。

○村長（鎌田欣子） 冠着温泉につきましては、今まで信州総合開発が行っておりまして、今度違うところが受けております。新しい指定管理におかれましては、規約を守りながら

指定管理を行っていただくよう、管理をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪寺 務議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 20 号 令和 8 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 9、議案第 21 号 令和 8 年度筑北村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

1 番、吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） 委員会の折にも簡易水道事業で現在、水が不足しているということで、補正予算でやるということですが、これから温暖化とか、気候変動で水不足があるということでもあります。

そういう中で、計画的に簡易水道の事業ができるように、計画をつくっていただいて、実行していただきたいと思いますと思いますが、村長に見解をお願いします。

○議長（窪寺 務議員） 村長。

○村長（鎌田欣子） 建設課から水道事業に関しまして、これからのどうするかというのもお話をさせていただいております。筑北村には 8 つの井戸があり、その 8 つのうちの井戸のうちいわゆるロクバイダの井戸ということが今回の枯渇の問題であります。その中でどうしたらいいかということで、建設課からお話があったとおり、私は栃平のところに井戸が 3 つありますので、その余剰分をまず貯水池をつくるという方向が、その後にカイザイ、2 番目、3 番目の方法としましては、やはりダムというものを使ってやっていかなくてはいけないというふうに感じておりますので、栃平のダムを使ってという意向が示してございますので、それを研究しながらできるだけ早い段階での県、国からの予算をいた

だきながらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ロードマップは早めに示していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪寺 務議員） 1 番、吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） そういう改良をするには多額のお金がかかります。そういう中で、現在、筑北村財政状況がだんだん悪くなる、人口減って国からの交付税も減ってくる、そういう中で私は自主財源をやっぱり求めていかなければ、これ、できないことになります。借金をしても返さなければいけないということで、私は村長に節約した村政をやっただいて、簡易水道事業、もう日本じゅうに筑北村で水がないというのが知れ渡ったりしていますので、ぜひ節約をして、よい水道事業になるようお願いをしたいと思います。

○議長（窪寺 務議員） 建設課長。

○建設課長（花岡牧彦） 1 番議員の今のご意見ですけれども、令和 8 年度の簡易水道事業会計予算にも盛り込んでございますが、令和 8 年度に水道料金、それから集排、合併浄化槽会計予算もそうですけれども、料金改定委員会を検討して、の予算を盛り込んでございます。料金改定委員会を通じまして、各事業会計の予算が健全化していくように令和 8 年度につきましては検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） 1 番、吉池議員。

○1 番（吉池昌昭議員） 料金のことについて、この物価高の中で、筑北村の水道料金は安いとはいえないし、下水道料金も連動していますので、そういうことも 20 年たって必要かもしれないけれども、この物価高の中で私は慎重に料金のことについては検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（窪寺 務議員） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 21 号 令和 8 年度筑北村簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 10、議案第 22 号 令和 8 年度筑北村集落排水事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 22 号 令和 8 年度筑北村集落排水事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 11、議案第 23 号 令和 8 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 23 号 令和 8 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 12、議案第 24 号 筑北村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 24 号 筑北村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 13、議案第 25 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 25 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 14、議案第 26 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 26 号 筑北村一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 15、議案第 27 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 27 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 16、議案第 28 号 筑北村防災行政無線施設設置及び管理

等に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 28 号 筑北村防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 17、議案第 29 号 筑北村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 29 号 筑北村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 18、議案第 30 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 30 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 30 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 19、議案第 31 号 筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 31 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 31 号 筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 20、議案第 32 号 筑北村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 32 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 32 号 筑北村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 21、議案第 33 号 筑北村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 33 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 33 号 筑北村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 22、議案第 34 号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 34 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 34 号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定については、
原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 23、議案第 35 号 過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 35 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 35 号 過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり
可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 日程第 24、議案第 36 号 村道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（窪寺 務議員） 全員挙手。

したがって、議案第 37 号 村道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

◎建設産業常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告

○議長（窪寺 務議員） 日程第 25、建設産業常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告を求めます。

玉井建設産業常任委員長。

○建設産業常任委員長（玉井玲子議員） 去る 3 月 5 日、本会議において本委員会に付託された陳情第 3 号 令和 8 年度簡易水道基盤強化予算等の確保に向けた意見書の提出についてにつきまして、3 月 10 日に委員会を開催し、内容を審議いたしましたので、報告いたします。

陳情第 3 号 令和 8 年度簡易水道基盤強化予算等の確保に向けた意見書の提出についてにつきましては、その内容から必要との考えにより、採択すべきものと決定いたしました。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（窪寺 務議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎陳情第 3 号の採決

○議長（窪寺 務議員） 続きまして日程第 26、陳情第 3 号 令和 8 年度簡易水道基盤強化予算等の確保に向けた意見書の提出についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 令和8年度簡易水道基盤強化予算等の確保に向けた意見書の提出については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択となりました陳情に関する意見書の案件が提出されました。これらを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時 分

再開 午前 時 分

○議長（窪寺 務議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

追加の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（窪寺 務議員） 追加日程第1、発議第2号 簡易水道基盤強化のための予算確保を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

1番、吉池議員。

○1番（吉池昌昭議員） 提出者の趣旨説明を申し上げます。

簡易水道事業を運営する自治体は、急速な人口減少、過疎化の進行により水道料金収入が減少し、また、地理的条件により管路の布設・更新効率も悪く、給水経費も割高であり、厳しい事業環境にあります。その財源確保も難しく、市町村財政を急迫させています。

つきましては、国においては簡易水道の実態と役割を認識いただき、簡易水道関係予算の確保等配慮するよう求めます。

皆さんのご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（窪寺 務議員） 2番、藤澤議員。

○2番（藤澤光雄議員） 2番、藤澤です。

ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（窪寺 務議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 討論なしと認めます。

これから発議 2 号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号 簡易水道基盤強化のための予算確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（窪寺 務議員） 日程第 27、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定より、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（窪寺 務議員） 日程第 28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪寺 務議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（窪寺 務議員） ここで村長よりあいさつがあります。

○村長（鎌田欣子） 3月定例会閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

令和8年度予算、条例ほか、お認めいただき、誠にありがとうございました。

温泉会計につきましては、付帯決議をいただきましたので、真摯に受けとめ、職員ともども問題解決に向けて邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（窪寺 務議員） 村長あいさつが終わりました。

◎閉会の宣告

○議長（窪寺 務議員） これで本日の会議を閉じ、令和8年3月筑北村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 鎌 田 欣 子

署 名 議 員 庄 司 真 実

署 名 議 員 山 田 直 幸